

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第21号

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成8年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(返還債務の免除) <b>第2条</b> 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。		(返還債務の免除) <b>第2条</b> 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。	
貸付金の種類	免除の条件	貸付金の種類	免除の条件
静岡県介護福祉士修学資金	(略)	静岡社会健康医学大学院大学修学資金	(1) <u>静岡社会健康医学大学院大学の課程を修了した後、県内において、引き続き5年間医療、保健又は福祉に関する業務に従事し、かつ、当該業務に従事している期間中、毎年度、規則で定めるところにより報告書を提出したとき。</u> (2) <u>(1)に規定する業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のためその業務を継続することができなくなったとき。</u> (3) <u>(1)又は(2)に掲げる場合に準ずるものとして</u>

			規則で定める場合
		静岡県介護福祉士修学資金	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。